

令和3年度 建設系廃棄物適正処理セミナー

建設リサイクル法と建設業法で求められること

県土整備部 建設業課

建物の解体工事関連法令

- ・建設業法
 - ・建設業法施行規則
 - ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 - ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則
 - ・解体工事業に係る登録等に関する省令
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ・大気汚染防止法
 - ・建築基準法
 - ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
 - ・石綿障害予防規則
 - ・労働安全衛生規則
- ：建設業規則
：建設リサイクル法
：建設リサイクル規則
：解体省令
：廃棄物処理法
：大防法
：フロン排出抑制法
：石綿則
：安衛則

建物の解体工事関連条例

- ・三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例
- ：産廃条例

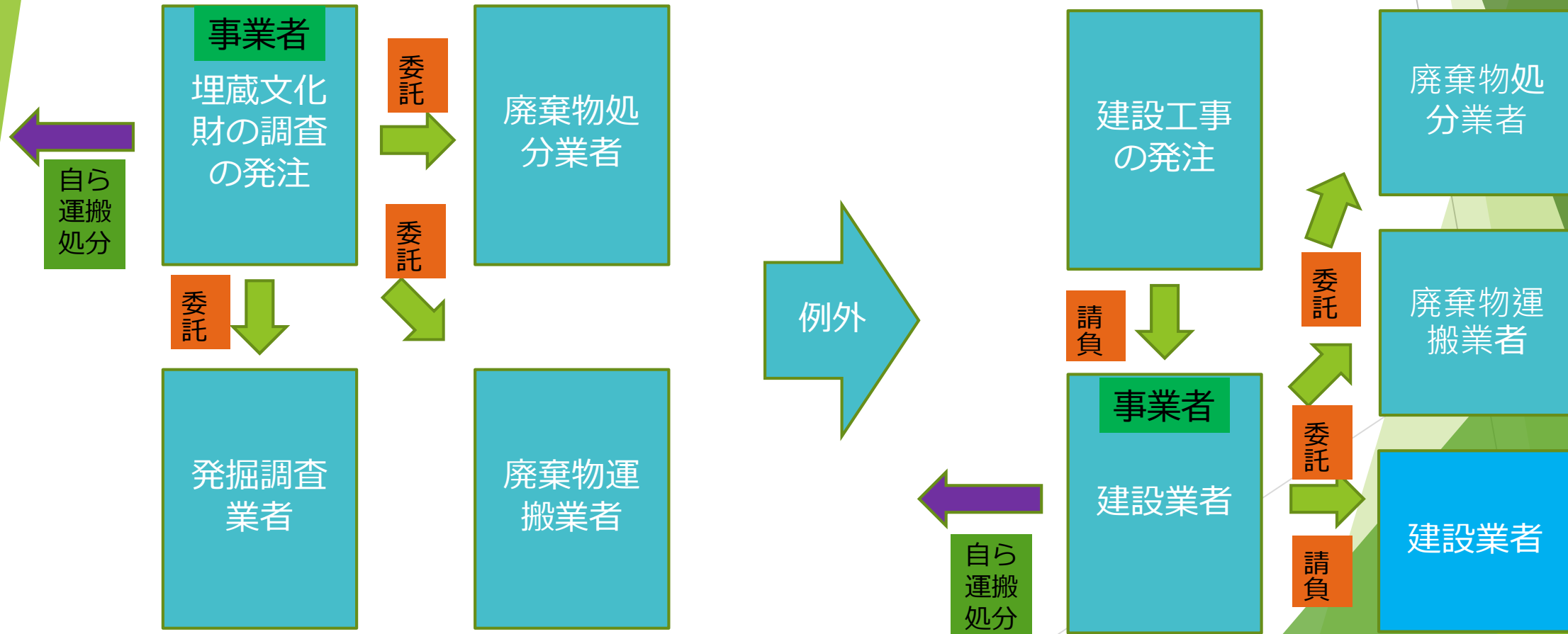
産業廃棄物の適正処理における事業者

廃棄物処理法

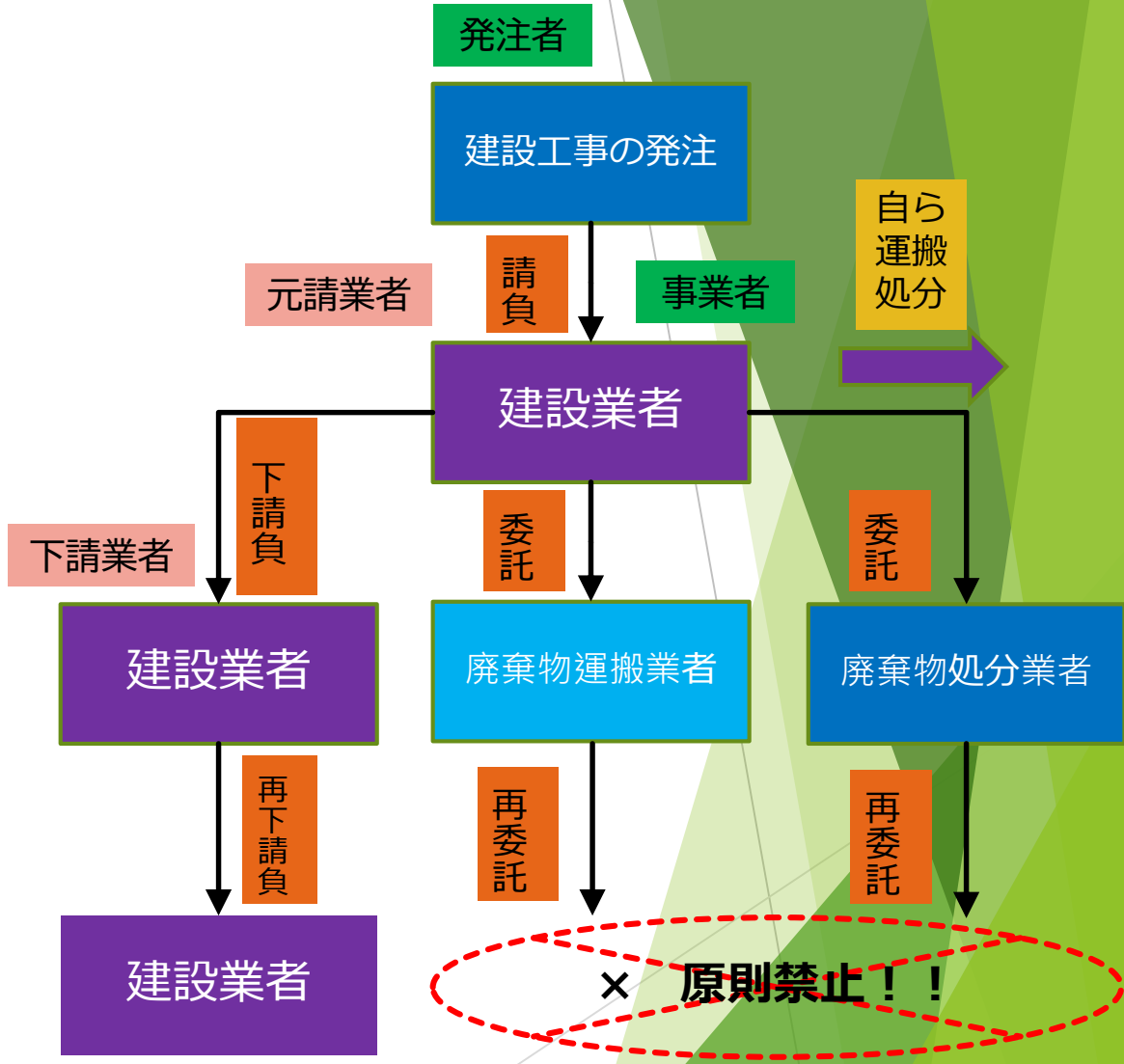
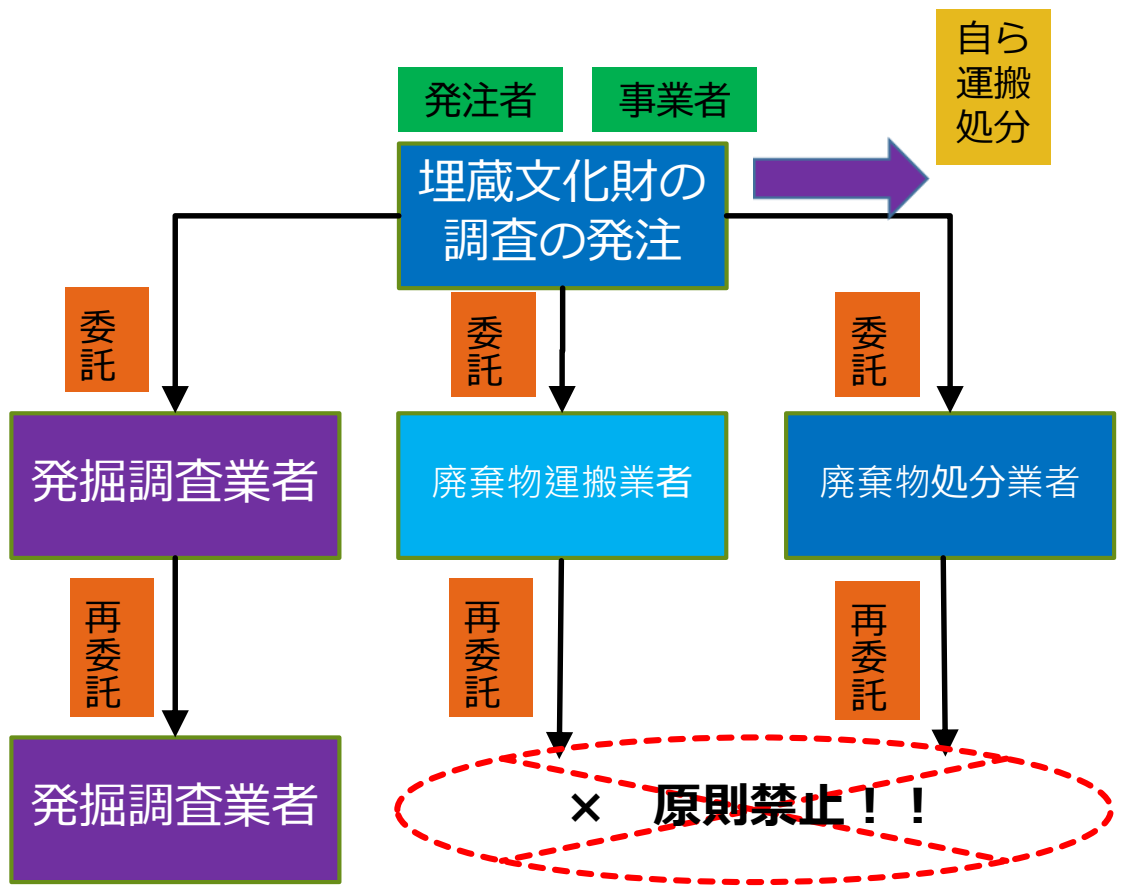
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない

- 適正な処理
- ①産業廃棄物処理基準に基づき、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う
 - ②産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託する

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理は例外として、**元請業者が事業者**となる



産業廃棄物処理に係る再委託



再委託禁止（廃棄物処理法 第14条第16項）
 産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない

説明対象の解体工事

建物の解体工事で、建設リサイクル法の対象工事となる建物

建設リサイクル法の対象となる工事は

(1) 次の特定建設資材が使われている構造物で、

- ・コンクリート
- ・コンクリートと鉄から成る建設資材
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

かつ

(2) 次の規模以上の工事

建築物の解体工事

建築物の新築・増築工事

建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)

建築物以外の工作物の工事(土木工事等)

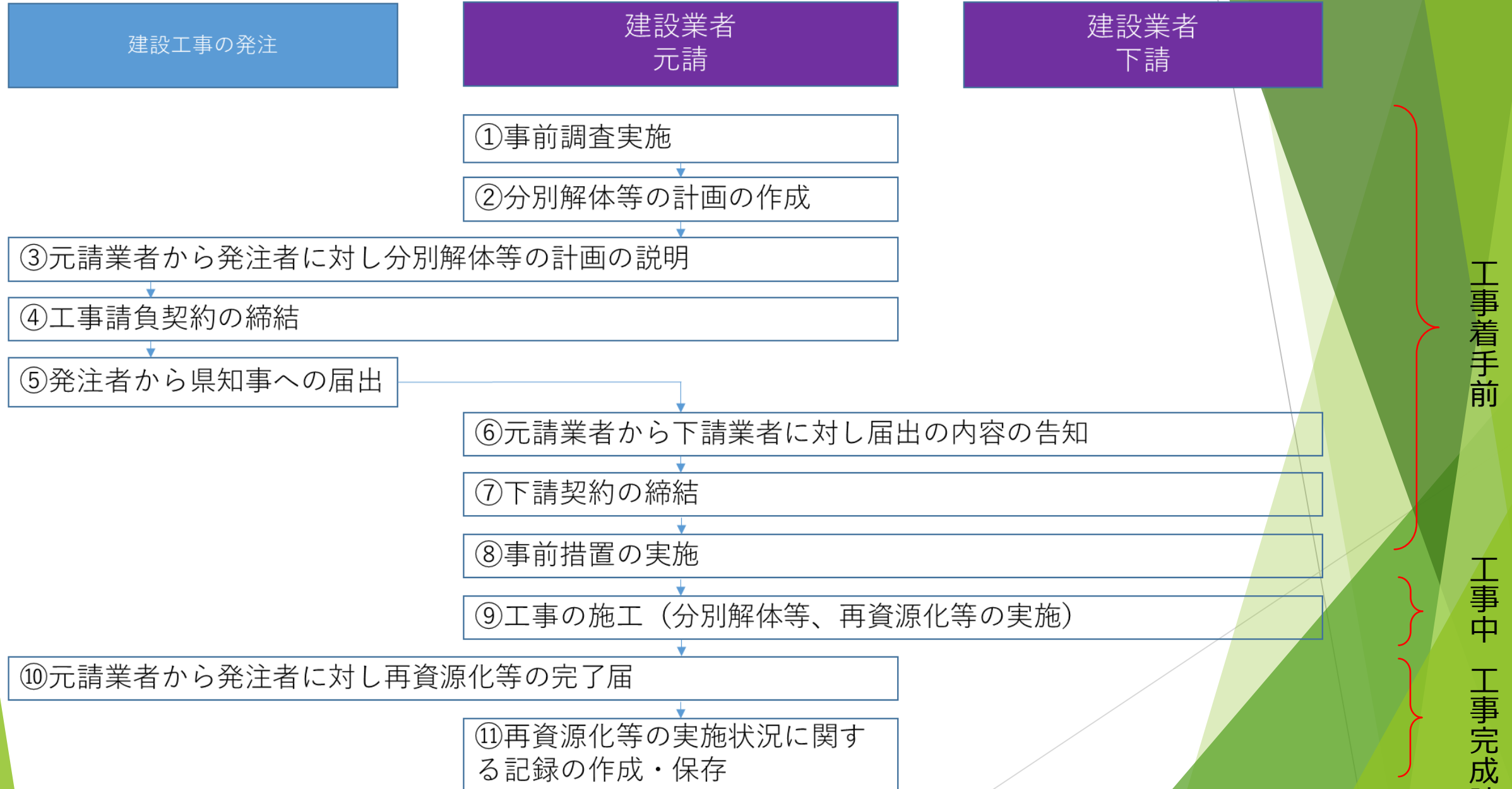
床面積の合計 80㎡以上

床面積の合計 500㎡以上

請負代金の額 1億円以上

請負代金の額 500万円以上

建設リサイクル法に関する全体の流れ（手順）



建設リサイクル法に関する全体の流れ（手順）

建設工事の発注

建設業者
元請

建設業者
下請

①事前調査実施

②分別解体等の計画の作成

③元請業者から発注者に対し分別解体等の計画の説明

④工事請負契約の締結

⑤発注者から県知事への届出

⑥元請業者から下請業者に対し届出の内容の告知

⑦下請契約の締結

⑧事前措置の実施

⑨工事の施工（分別解体等、再資源化等の実施）

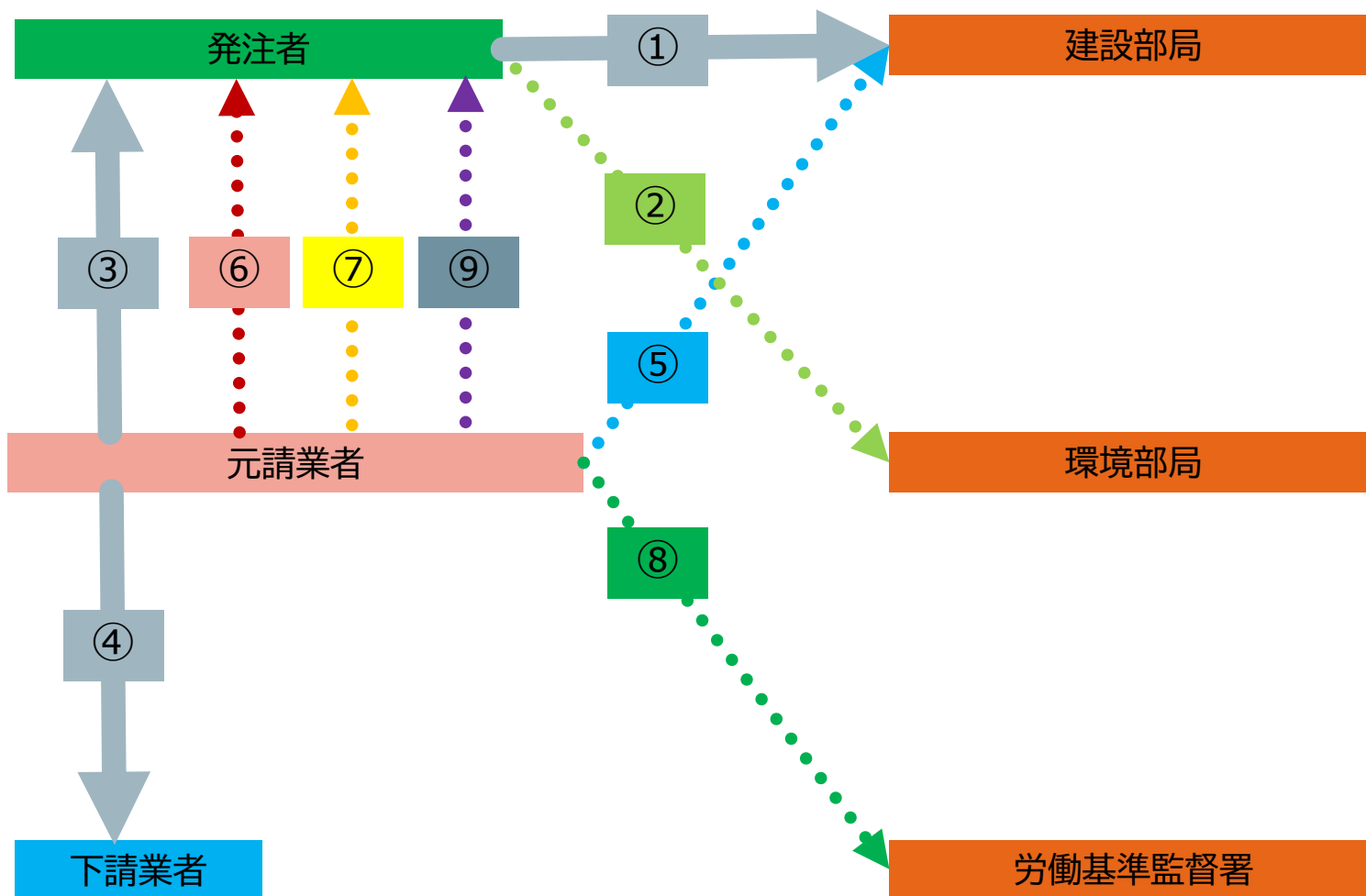
⑩元請業者から発注者に対し再資源化等の完了届

⑪再資源化等の実施状況に関する記録の作成・保存

工事着手前

工事中
工事完成時

解体工事における各法令手続き



発注者

- ① 工事の届出
(着工7日前まで)
建設リサイクル法第10条
- ② 特定粉じん排出等作業実施届
大防法第18条の17

元請業者

- ③ 届出に係る事項の説明
建設リサイクル法第12条
- ④ 届出に係る事項の告知
建設リサイクル法第12条
- ⑤ 建築物除去届
建築基準法第15条
- ⑥ フロン製品の有無の説明
フロン排出抑制法第42条
- ⑦ 石綿含有建材の有無の説明
大防法第18条の15
- ⑧ 石綿工事の計画書
安衛則・石綿則
- ⑨ 廃棄物に係る説明
産廃条例第13条

※家具・家電などの残置物は、工事着手前に所有者が廃棄物処理法、家電リサイクル法等に基づき適正に処理

建設リサイクル法における手続き

③届出に係る事項の説明 建設リサイクル法第12条 手順3

対象建設工事の元請業者は、発注しようとする者に対し、書面を交付して説明しなければならない

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 工事着手の時期及び工程の概要
- 三 分別解体等の計画
- 四 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
⇒特定建築資材

①工事の届出 建設リサイクル法第10条 手順5

工事に着手する日の七日前までに、次に掲げる事項を知事に届出なければならない

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

④届出に係る事項の説明 建設リサイクル法第12条 手順6

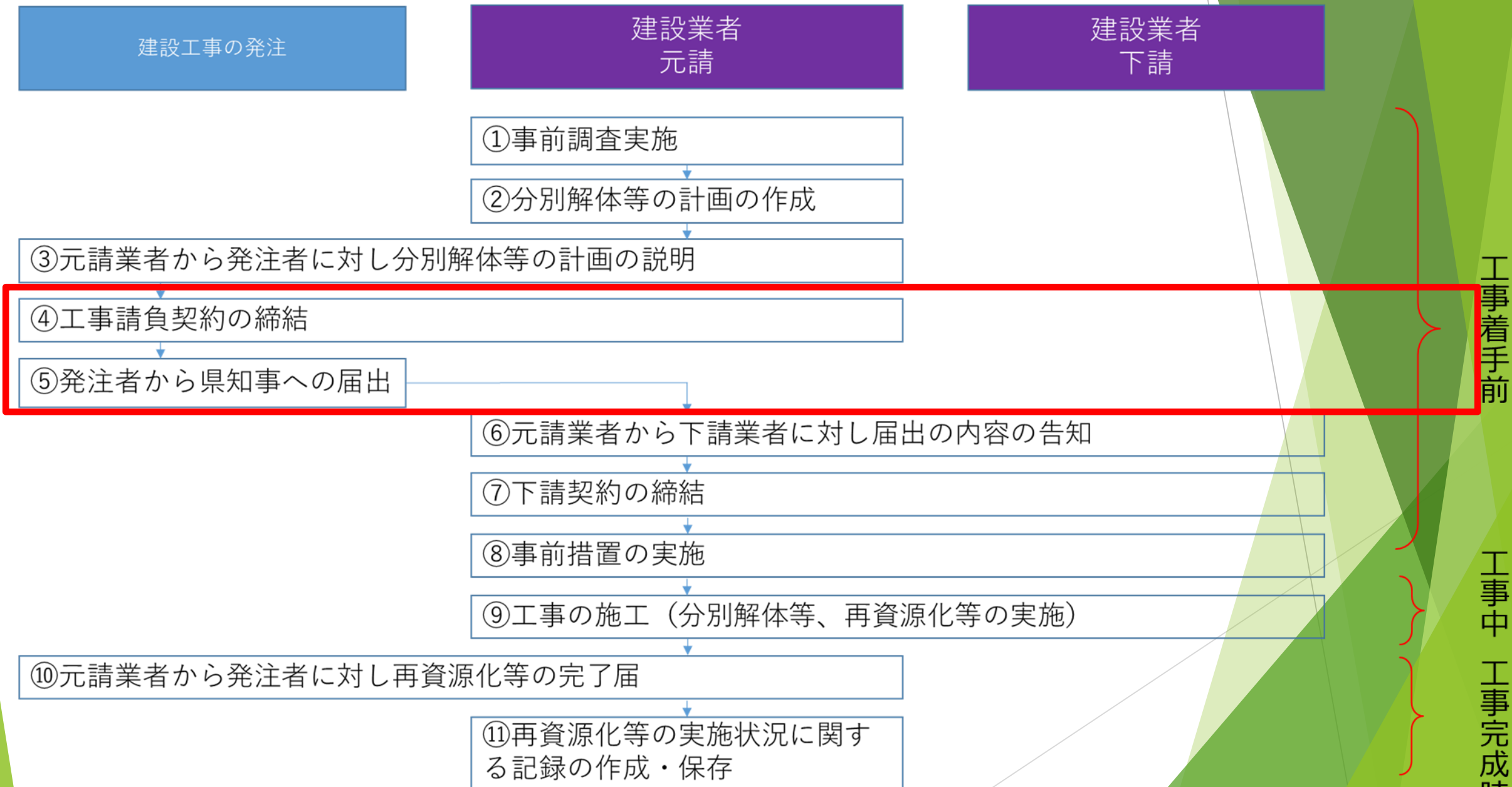
対象建設工事受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、当該対象建設工事について届出の事項を告げなければならない。

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> エンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
建築物の状況		築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()	
建築物に関する調査の結果	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他(住宅密集地域)	
建築物に関する調査の結果		建築物に関する調査の結果	
作業場所		作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他(隣地の使用必要)	隣地使用の承諾済 道路使用許可済
搬出経路		障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(大型車両通行不可)	交通誘導員の常駐 2tトラックで搬出
残存物品		<input checked="" type="checkbox"/> 有 (家庭用エアコン) <input type="checkbox"/> 無	工事施工までに搬出する
建築物に関する調査の結果及び工事着前に実施する措置の内容		特定建設資材への付着物 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (石綿) <input type="checkbox"/> 無	近隣対策及び諸官庁届出済 石綿の適正処理対策の実施
他法令関係		石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) <input checked="" type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着(<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	
フロン(フロン排出抑制法)		<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 <input type="checkbox"/> 手作業
⑤その他		その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工場の工程の順序		<input checked="" type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由(建築物の構造上取り外しができないため)	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン	
特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分		種類	量の見込み
廃棄物発生見込量		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	25 トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリ	トン
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10 トン
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考 OOIサテライトセンター OO市 コンクリート (再資源化施設名称、所在地、種別を記入)			
□欄には、該当箇所レビューを付すこと。			

建設リサイクル法に関する全体の流れ（手順）



発注者との適正な契約 手順4

- ① **書面で契約を締結し、工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付（建設業法第19条）**
- ② **法定19項目について記載（建設業法：15項目、建設リサイクル法：4項目）**

請負契約は、一般法である民法では、口約束だけでも効力を生じますが、特別法である建設業法では、請負代金や施工範囲等に係る紛争を防ぐため、契約の内容を書面により明確にしておくことを義務付けています

15項目が必ず記載されていなければなりません（建設業法第19条）

4項目を書面で記載しなければなりません（建設リサイクル法第13条）

建設リサイクル法 4項目

① 分別解体の方法

② 解体工事に要する費用

③ 再資源化するための施設の名称及び所在地

④ 再資源化等に要する費用

建設業法15項目

① **工事内容**

② **請負代金の額**

③ **工事着手の時期及び完成の時期**

④ **工事を施工しない日又は時間帯の定め** <追加>

⑤ **前払金又は出来高払の時期及び方法**

⑥ 当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の**変更**又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

⑦ 天災その他の**不可抗力**による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

⑧ **価格等の変動**若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

⑨ 工事の施工により第3者が損害を受けた場合における**賠償金の負担**に関する定め

⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の**機械を貸与**するときは、その内容及び方法に関する定め

⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための**検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期**

⑫ 工事完成後における請負代金の**支払の時期及び方法**

⑬ 工事の目的物の**瑕疵を担保**すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の**損害金**

⑮ 契約に関する**紛争の解決方法**

(様式第一号)

届出書

令和〇年〇月〇日

三重県

知事
中田正社長 殿

フリガナ

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

ミエケン タロウ
三重県 本郡

(郵便番号 **518-0000**) 電話番号 **0596-00-0000**

住所 三重県伊勢市〇〇〇〇

(転居予定先) (郵便番号 **518-0000**) 電話番号 **059-100-0000**

住所 三重県津市〇〇〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

1. 工事の概要

記

① 工事の名称 〇〇宅解体工事

② 工事の場所 三重県伊勢市〇〇〇〇

③ 工事の種類及び規模

建築物に係る解体工事 用途 住宅専用、階数 2、工事対象床面積の合計 100 m²

建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円

④ 請負・自主施工の別: 請負 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

① 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____ (株)〇〇建設 解体花子

(郵便番号 **518-0000**) 電話番号 **0596-00-0000**

② 住所 三重県五城町〇〇〇

③ 許可番号(登録番号)

建設業の場合

建設業許可 _____ □大臣 □知事(_____) 号 (_____ 工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名 _____

解体工事業の場合

解体工事業登録 三重県 知事 0000 号

技術管理者氏名 解体 二郎

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和〇年〇月〇日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1

建築物に係る新築工事等については別表2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

(により記載すること。)

5. 工程の概要

別紙のとおり

(工事着手予定日) 令和〇年〇月〇日

(工事完了予定日) 令和〇年〇月〇日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1 □欄には、該当箇所に「シ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号 _____

発注者からの届出 手順5

建設リサイクル法第10条届出及び第11条通知の受付窓口

都道府県名	市区町村	建築基準法第六条第一項第四号に掲げる戸建て住宅等 についての届出・通知の受付窓口				その他の届出・通知の受付窓口			
		担当部局名	担当課等名	電話	所在地	担当部局名	担当課等名	電話	所在地
三重県	桑名市	桑名市都市整備部	建築開発課	0594-24-1295	桑名市中央町2丁目37	建築)桑名市都市整備部 (土木)桑名市都市整備部	建築開発課 土木課	0594-24-1295 0594-24-1212	桑名市中央町2丁目37 桑名市中央町2丁目37
	四日市市	四日市市都市整備部	建築指導課	059-354-8206	四日市市諏訪町1-5	建築)四日市市都市整備部 (土木)四日市市都市整備部	建築指導課 建築指導課	059-354-8206 059-354-8206	四日市市諏訪町1-5 四日市市諏訪町1-5
	鈴鹿市	鈴鹿市都市整備部	建築指導課	059-382-7651	鈴鹿市神戸1丁目18-18	建築)鈴鹿市都市整備部 (土木)鈴鹿市土木部	建築指導課 土木総務課	059-382-7651 059-382-9021	鈴鹿市神戸1丁目18-18 鈴鹿市神戸1丁目18-18
	津市	津市都市計画部	建築指導課	059-229-3187	津市西丸之内23-1	建築)津市都市計画部 (土木)津市建設部	建築指導課 建設政策課	059-229-3187 059-229-3179	津市西丸之内23-1 津市西丸之内23-1
	松阪市	松阪市建設部	建築開発課	0598-53-4070	松阪市殿町1340-1	建築)松阪市建設部 (土木)松阪市建設部	建築開発課 建築開発課	0598-53-4070 0598-53-4070	松阪市殿町1340-1 松阪市殿町1340-1
	伊賀市	伊賀市建設部	都市計画課	0595-43-2316	伊賀市馬場1128	建築)三重県伊賀建設事務所 (土木)三重県伊賀建設事務所	建築開発室 事業推進室	0595-24-8239 0595-24-8217	伊賀市四十九町2802 伊賀市四十九町2802
	名張市	名張市都市整備部	都市計画室	0595-63-7698	名張市瀧之台1番町1番地				
	亀山市	亀山市建設部	建築開発室	0595-96-9028	亀山市木丸町577番地	建築)三重県四日市建設事務所 (土木)三重県鈴鹿建設事務所	建築開発室 事業推進室	059-352-0684 059-382-8686	四日市市新正4丁目21-5 鈴鹿市西桑5丁目117
	いなべ市								
	木曾岬町	三重県桑名建設事務所	建築開発室	0594-24-3667	桑名市中央町5丁目71	建築)三重県桑名建設事務所 (土木)三重県桑名建設事務所	建築開発室 事業推進室	0594-24-3667 0594-24-3665	桑名市中央町5丁目71 桑名市中央町5丁目71
	東員町								
	菟野町								
	朝日町	三重県四日市建設事務所	建築開発室	059-352-0684	四日市市新正4丁目21-5	建築)三重県四日市建設事務所 (土木)三重県四日市建設事務所	建築開発室 事業推進室	059-352-0684 059-352-0670	四日市市新正4丁目21-5 四日市市新正4丁目21-5
	川越町								
	多気町								
	明和町	三重県松阪建設事務所	建築開発室	0598-50-0587	松阪市高町138	建築)三重県松阪建設事務所 (土木)三重県松阪建設事務所	建築開発室 事業推進室	0598-50-0587 0598-50-0583	松阪市高町138 松阪市高町138
	大台町								
	伊勢市								
	玉城町								
	大紀町	三重県伊勢建設事務所	建築開発室	0596-27-5210	伊勢市勢田町628-2	建築)三重県伊勢建設事務所 (土木)三重県伊勢建設事務所	建築開発室 事業推進室	0596-27-5210 0596-27-5295	伊勢市勢田町628-2 伊勢市勢田町628-2
南伊勢町									
度会町									
鳥羽市	三重県志摩建設事務所	総務・管理・建築室	0599-43-9651	志摩市阿児町編方3098-9	建築)三重県志摩建設事務所 (土木)三重県志摩建設事務所	総務・管理・建築室 事業推進室	0599-43-9651 0599-43-9351	志摩市阿児町編方3098-9 志摩市阿児町編方3098-9	
志摩市									
尾鷲市	三重県尾鷲建設事務所	総務・管理・建築室	0597-23-3546	尾鷲市坂場西町1番1号	建築)三重県尾鷲建設事務所 (土木)三重県尾鷲建設事務所	総務・管理・建築室 事業推進室	0597-23-3546 0597-23-3542	尾鷲市坂場西町1番1号 尾鷲市坂場西町1番1号	
紀北町									
熊野市									
御浜町	三重県熊野建設事務所	総務・管理・建築室	0597-89-6148	熊野市井戸町371	建築)三重県熊野建設事務所 (土木)三重県熊野建設事務所	総務・管理・建築室 事業推進室	0597-89-6148 0597-89-6146	熊野市井戸町371 熊野市井戸町371	
紀宝町									

建設リサイクル法に関する全体の流れ（手順）

建設工事の発注

建設業者
元請

建設業者
下請

①事前調査実施

②分別解体等の計画の作成

③元請業者から発注者に対し分別解体等の計画の説明

④工事請負契約の締結

⑤発注者から県知事への届出

⑥元請業者から下請業者に対し届出の内容の告知

⑦下請契約の締結

⑧事前措置の実施

⑨工事の施工（分別解体等、再資源化等の実施）

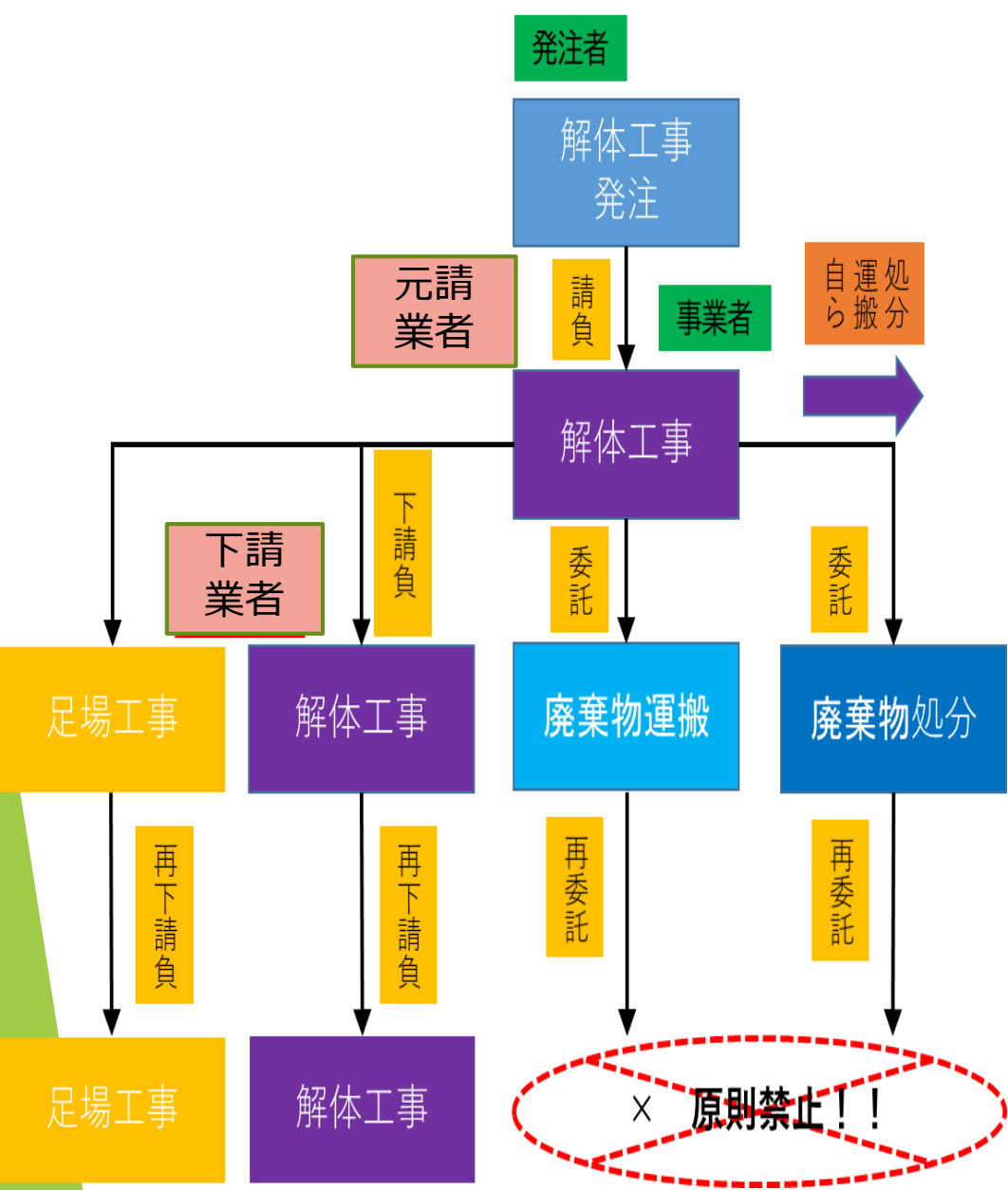
⑩元請業者から発注者に対し再資源化等の完了届

⑪再資源化等の実施状況に関する記録の作成・保存

工事着手前

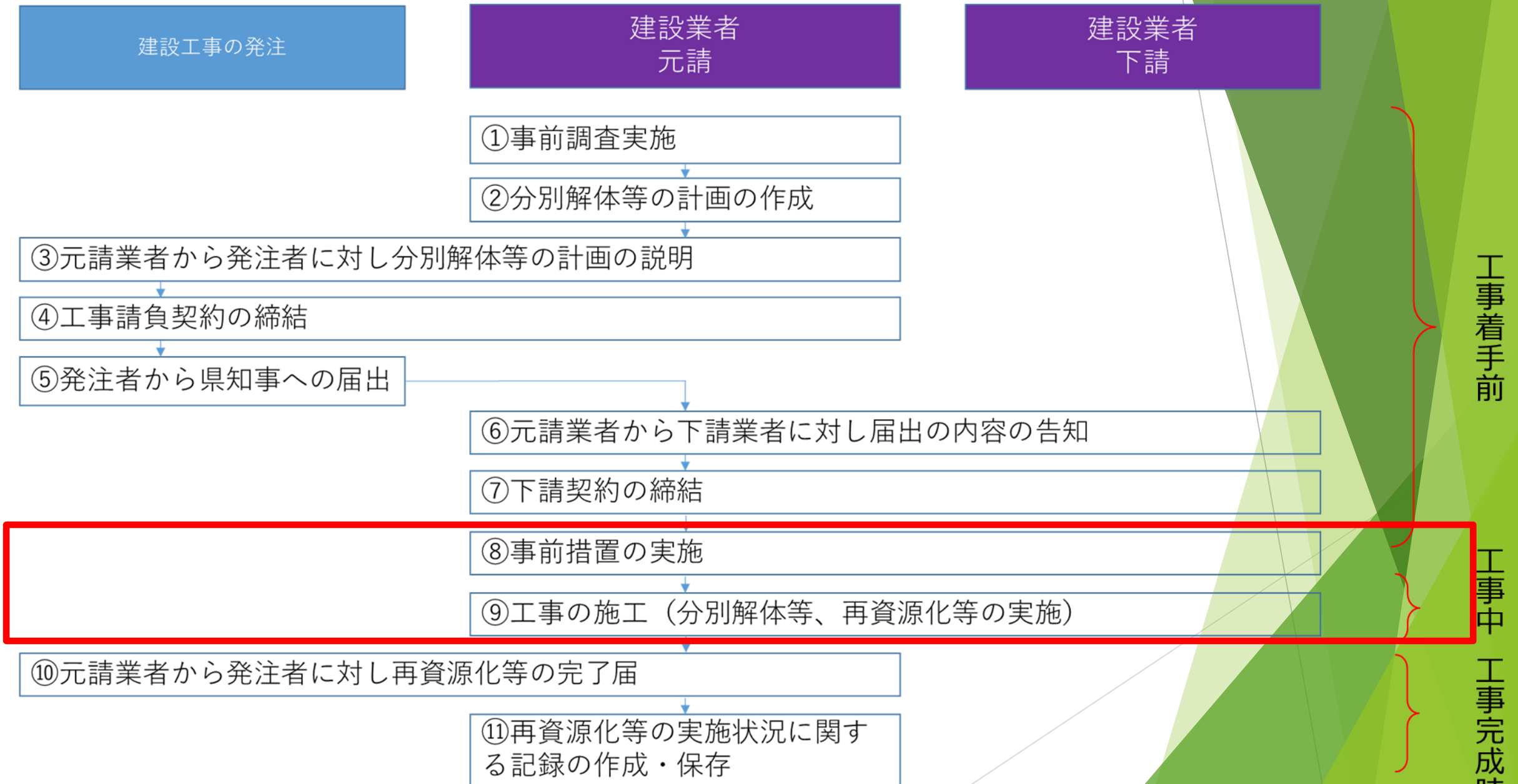
工事中
工事完成時

下請負契約 手順7 建物の解体工事に必要な資格



- 解体工事**
 請負金額が500万以上の建物解体工事
 解体工事業の許可 (建設業法)
 請負金額が500万未満の建物解体工事
 土木工事業又は、建築工事業又は、解体工事業の許可 (建設業法)
 管轄する都道府県で解体工事業の登録 (建設リサイクル法)
- 足場工事**
 請負金額が500万以上の足場工事
 とび・土工の許可 (建設業法)
 請負金額が500万未満の足場工事
 無許可
- 廃棄物運搬**
 管轄する都道府県知事の廃棄物運搬業の許可 (廃棄物処理法)
- 廃棄物処分**
 管轄する都道府県知事の廃棄物処分業の許可 (廃棄物処理法)

建設リサイクル法に関する全体の流れ



工事の施工 手順9 適切な技術者の設置

●主任技術者の設置 建設業法第26条

建設業者は、建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者を置かなければならない。

●技術管理者の設置 建設リサイクル法第31条

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者を選任しなければならない。

●技術管理者の職務 建設リサイクル法第32条

解体工事業者は、その請け負った解体工事を施工するときは、技術管理者に当該解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければならない。

※建設リサイクル法の運用に関するQ & A (三重県)

建設リサイクル法では、技術管理者の職務として、「解体工事を施工するときは、技術管理者に当該、解体工事に従事する他の者の監督をさせなければならない」と規定していますが、技術管理者の「常駐」については何も触れていません。しかしながら技術管理者に分別解体の施工方法の指導・監督、機械操作等に関する指導監督、関係法令に従った安全管理や再資源化の実施等に関する指導・監督を解体工事において、実地で監督させることが義務付けられていることを勘案すると、**少なくとも解体工事施工中は現場にいない**ならないと思われる。

建設業法第22条(一括下請負の禁止)

- ・建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはいけない(第1項)
- ・建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはいけない。(第2項)
- ・前2項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該工事の元請負人が予め発注者の書面による承諾を得た場合は適用しません。(第3項)

建設業法が一括下請負を禁止している理由

発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。
施工責任があいまいになることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる。
中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く。

「実質的に関与」とは

自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的に元請・下請けの役割については、以下のとおりです。

元請が果たすべき役割		下請けが果たすべき役割	
施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○ 下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○ 設計変更等に応じた施工計画書等の修正 	施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○ 下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○ 元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った建設工事全体の進捗管理 ○ 下請負人間の工程調整 	工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った範囲の建設工事の進捗確認
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認 	品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った範囲の建設工事に関する立会確認 (原則) ○ 元請負人への施工報告
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置 	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○ 現場作業に係る実地の総括的技術指導 	技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○ 現場作業に係る実地の技術指導*
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発注者等との協議・調整 ○ 下請負人からの協議事項への判断・対応 ○ 請け負った建設工事全体のコスト管理 ○ 近隣住民への説明 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元請負人との協議* ○ 下請負人からの協議事項への判断・対応* ○ 元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○ 請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○ 施工確保のための下請負人調整
→ 以上の事項を全て行うことが求められる。		→ 以上の事項を主として行うことが求められる。 (注) *は、下請が、自ら受けた工事と同一の種類の仕事について、単一の建設企業と更に下請け契約を締結する場合に必須とする事項	

工事現場の掲示

建設リサイクル法 第33条、解体省令 第8条

(標識の掲示)

解体工事業者は、解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名商号、名称又は氏名、法人である場合にあつては、その代表者の氏名、登録番号、登録年月日、技術管理者の氏名を記載した標識を掲げなければならない。

別記様式第7号(第8条関係)

40センチメートル以上	
解 体 工 事 業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

35センチメートル以上

備 考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

建設業法 第40条

(標識の掲示)

建設業者(元請け業者に限る。)は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、一般建設業又は特定建設業の別、許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業、商号又は名称、代表者の氏名、主任技術者又は監理技術者の氏名を記載した標識を掲げなければならない。

様式第二十九号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
許可年月日			

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

建設リサイクル法に関する全体の流れ

建設工事の発注

建設業者
元請

建設業者
下請

①事前調査実施

②分別解体等の計画の作成

③元請業者から発注者に対し分別解体等の計画の説明

④工事請負契約の締結

⑤発注者から県知事への届出

⑥元請業者から下請業者に対し届出の内容の告知

⑦下請契約の締結

⑧事前措置の実施

⑨工事の施工（分別解体等、再資源化等の実施）

⑩元請業者から発注者に対し再資源化等の完了届

⑪再資源化等の実施状況に関する記録の作成・保存

工事着手前

工事中

工事完成時

建設リサイクル法

(発注者への報告等)

第十八条 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた発注者は、同項に規定する再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

・建設リサイクル規則

(発注者への報告)

第五条 法第十八条第一項の規定により対象建設工事の元請業者が当該工事の発注者に報告すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 再資源化等が完了した年月日
- 二 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 三 再資源化等に要した費用

帳簿の備付け等

建設リサイクル法 (帳簿の備付け等)

第三十四条 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で主務省令で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

解体省令 (帳簿の記載事項等)

第九条 法第三十四条の規定により解体工事業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 注文者の氏名又は名称及び住所
- 二 施工場所
- 三 着工年月日及び竣工年月日
- 四 工事請負金額
- 五 技術管理者の氏名

2 法第三十四条の規定により解体工事業者が備える帳簿は、別記様式第八号によるものとする。

4 第二項の帳簿は、解体工事ごとに作成し、かつ、これに建設業法第十九条第一項及び第二項の規定による書面又はその写し（当該工事が対象建設工事の全部又は一部である場合にあっては、法第十三条第一項及び第二項の規定による書面又はその写し）を添付しなければならない。

6 解体工事業者は、第二項の帳簿及び第四項の規定により添付した書類を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿及び添付書類を保存しなければならない。

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -
施 工 場 所	
着工年月日及び竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工 事 請 負 金 額	
当該工事に係る 技術管理者の氏名	

添付書類 契約書又はその写し
保存期間 5年

建設業法第40条の3 建設業規則 第26条、27条、28条

建設業者は、営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書を保存しなければならない。

帳簿 保存期間は5年間

- 1 営業所の代表者の氏名及びその就任日
- 2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項
 - (1) 請け負った建設工事の名称、工事現場の所在地
 - (2) 注文者との契約日
 - (3) 注文者の商号、住所、許可番号
 - (4) 「注文者から受けた完成検査」の年月日
 - (5) 「工事目的物を注文者に引き渡した」年月日
- 3 下請契約に関する事項
 - (1) 下請負人に請け負わせた建設工事の名称、工事現場の所在地
 - (2) 下請負人との契約日
 - (3) 下請負人の商号、住所、許可番号
 - (4) 下請工事の完成を確認するために「自社が行った検査」の年月日
 - (5) 下請工事の目的物について「下請業者から引き渡しを受けた」年月日

帳簿に添付しておかなければならない書類

- 1 契約書又はその写し（電磁的記録可）
- 2 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となつて一般建設業者（資本金が4000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し